

盛岡 広域振興局長

提出者 〒020-0044 岩手県盛岡市城西町13番1号

住所 株式会社 マルイチ

氏名 代表取締役 小笠原 弘治

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	スーパーマーケットマルイチみたけ店	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	盛岡市みたけ2-12-22	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	5,138 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
みたけ店	〒020-0122 盛岡市みたけ2-12-22	396 kℓ
中ノ橋通店	〒020-0871 盛岡市中ノ橋通2-7-38	330 kℓ
水沢店	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河蟹沢31	330 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
緑が丘店	〒020-0117 盛岡市緑が丘4-10-34	294 kℓ
上盛岡店	〒020-0061 盛岡市北山1-9-21	267 kℓ
東安庭店	〒020-0824 盛岡市東安庭3-17-41	259 kℓ
城西店	〒020-0044 盛岡市城西町13-12	257 kℓ
本宮店	〒020-0866 盛岡市本宮3-12-10	240 kℓ
矢巾店	〒028-3603 紫波郡矢巾町西徳田5-170	222 kℓ
サンパルク店	〒026-0041 釜石市上中島2-7-36	215 kℓ
宮古店	〒027-0077 宮古市館合町7-7	213 kℓ
材木町店	〒020-0063 盛岡市材木町5-25	187 kℓ
天昌寺店	〒020-0136 盛岡市北天昌寺町7-46	167 kℓ
久慈店	〒028-0021 久慈市門前6-65	161 kℓ
浅岸店	〒020-0801 盛岡市浅岸1-20-15	160 kℓ
鶉住居店	〒026-0301 釜石市鶉住居町4-109	151 kℓ
メイプル店	〒023-0801 奥州市水沢字横町2-1 1F	133 kℓ
山田店	〒028-1311 下閉伊郡山田町大沢2-48-4	124 kℓ
大船渡店	〒022-0002 大船渡市大船渡町笹崎57-11	123 kℓ
東和店	〒028-0114 花巻市東和土沢6-108-1	122 kℓ
館向店	〒020-0115 盛岡市館向町1-15	116 kℓ
業務みたけ店	〒020-0122 盛岡市みたけ2-12-8	114 kℓ
雫石店	〒020-0541 岩手郡雫石町千刈田78-4	111 kℓ
大更店	〒028-7111 八幡平市大更21-100	110 kℓ
花巻店	〒025-0098 花巻市材木町7-26	108 kℓ
飯岡店	〒020-0834 盛岡市永井20-2-1	104 kℓ
沼宮内店	〒028-4307 岩手郡岩手町五日市11-134-2	50 kℓ
本社・タストヴァン城西店	〒020-0044 盛岡市城西町13-1	47 kℓ
産直上盛岡店	〒020-0061 盛岡市北山1-9-30	27 kℓ

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況

当該年度のエネルギー使用量				二酸化炭素の排出の状況				
燃料及び熱	項目	使用量 (A)	原油換算量 (kℓ)	排出係数(B)	当該年度の	前年度の	対前年度比 (%) (D-C)/D×100	
					排出量 (C=A×B) (t-CO ₂)	排出量 (D) (t-CO ₂)		
	原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ				
	原油のうちコンデンセート (NGL)	kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ				
	揮発油	kℓ		2.32 t-CO ₂ /kℓ				
	ナフサ	kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ				
	灯油	102 kℓ	96	2.49 t-CO ₂ /kℓ	252.8	291.3	▲ 13	
	軽油	kℓ		2.58 t-CO ₂ /kℓ				
	A重油	kℓ		2.71 t-CO ₂ /kℓ				
	B・C重油	kℓ		3.00 t-CO ₂ /kℓ				
	石油アスファルト	t		3.12 t-CO ₂ /t				
	石油コークス	t		2.78 t-CO ₂ /t				
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	52 t	68	3.00 t-CO ₂ /t	155.4	165.0	▲ 6
		石油系炭化水素ガス	千m ³		2.34 t-CO ₂ /千m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		2.70 t-CO ₂ /t			
		その他可燃性天然ガス	千m ³		2.22 t-CO ₂ /千m ³			
	石炭	原料炭	t		2.61 t-CO ₂ /t			
		一般炭	t		2.33 t-CO ₂ /t			
		無煙炭	t		2.52 t-CO ₂ /t			
	石炭コークス	t		3.17 t-CO ₂ /t				
	コールタール	t		2.86 t-CO ₂ /t				
	コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³				
	高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³				
	転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³				
	その他の燃料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³			
		()	()		t-CO ₂ /()			
		()	()		t-CO ₂ /()			
	産業用蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ				
	産業用以外の蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ				
	温水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ				
	冷水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ				
	小計		164		408.2	456.3	▲ 11	
電気	電気事業者	昼間買電	15378 千kWh	3956	0.488 t-CO ₂ /千kWh	7504.7	7276.4	3
		夏期・冬期における電気需要平準時間帯	8997 千kWh	2314				
		夜間買電	4252 千kWh	1018	0.488 t-CO ₂ /千kWh	2074.7	1825.3	14
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO ₂ /千kWh			
		自家発電	千kWh					
	小計	19630 千kWh	4974		9579.4	9101.7	5	
	合計		5138		9987.6	9558.0	4	
	※ 燃料を用いて自家発電した電気のうち、他社に販売した量	千kWh		t-CO ₂ /千kWh				
	合計							

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。

5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和7年3月末までに令和4年3月末比でCO2排出量を3%削減するとの目標を掲げて取組みを行ったところ、今年度は4.5%の増加となった。但し大きな要因はR4年度の電気事業者の排出係数が0.488(+0.031)と大幅に上がった影響もあり係数が昨年同様であれば、実質的には1.8%の減少であった。更に延床面積の増加分(2.3%)を考慮すると4.1%の削減となった。なお、今年度のエネルギー使用量は5.138klの実績となり昨年度実績5.235klを延床面積の増加を含めても1.9%減少することが出来た。

【具体的な取組状況】

改正省エネ法の施行に合わせ、エネルギー管理統括者を委員長とする「省エネ推進委員会」を設置し同委員会では各店の店長を主任委員とし月1回程度委員会を開催している。

当社の二酸化炭素の排出量は電気が96%を占めており、電気使用量の削減が重要課題である。

年、電気料金の高騰が経営を圧迫、経費削減が喫緊の重要課題として取り上げられており、削減策として老朽化した冷凍機器類の更新や定期点検の厳格化、店内空調設定温度の管理、冷蔵ケースの適正温度管理(冷やし過ぎ防止)、開店前の店内照明灯箇所の削減、ショーケースの商品の最適温度別の区分化(温度帯の違う商品を混在防止)、インバータ冷凍機の導入、省エネショーケースの導入、照明ランプのLED照明への切替、多段ショーケースにナイトカバーの設置等を実施した。

今年度は2店舗で太陽光発電設備を設置し、CO2削減に向け使用電力の更なる効率化を推進してゆく。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

3 その他の地球温暖化の対策の実施状況

盛岡市・市民団体と「容器包装廃棄物削減への取組みに関する協定書」を締結し容器包装削減を実施している。紙ごみ・プラスチック製容器・ガラス瓶・空き缶等の徹底した分別回収による資源化に努めた

来期も3Rを意識し積極的に推進する。